

令和7年度

公田保育園

こども 誰でも通園制度 ご案内

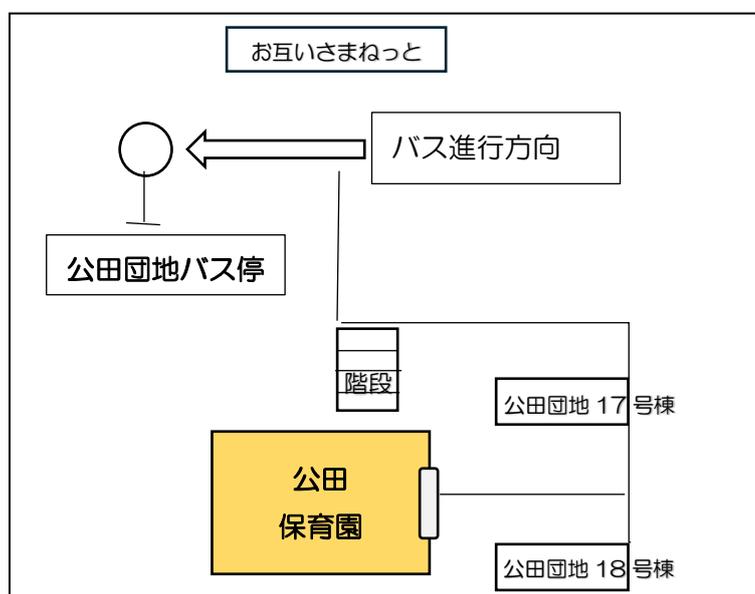
〈重要事項説明書〉



横浜市公田保育園

横浜市栄区公田町 740 Tel : 045-892-1530

Fax : 045-892-1745



【交通機関】

JR・モノレール大船駅、JR 本郷台駅
いずれも神奈中バス「公田団地」行
終点「公田団地」で下車 徒歩3分



1. 事業の概要

- ふだん、幼稚園・保育所などに通っていないお子さんが対象です。
- 保護者の就労の理由を問わず、月 10 時間まで利用できます。
- お子さんにとって家庭とは異なる経験が得られ、家庭以外の人とかかわる機会となります。

2. 利用対象者

- ① 横浜市内に在住
 - ② 1 歳（※1）から満 3 歳未満まで
 - ③ 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業に在籍していない
- ※1 利用年度の 4 月 1 日時点での年齢となります

3. 利用方法

- ① 利用申し込み
事前に利用登録（面談）が必要です。必ず保育園に電話をして、日程調整してください。
- ② 利用登録面談
面談はお子さんと一緒に受けていただきます。当日は「利用登録申込書」に記入していただきます。母子手帳をお持ちください。
- ③ 利用予約
利用登録完了後に利用予約できるようになります。
- ④ 利用当日
「利用申込書」、「園児引き取り人届出書」の提出をお願いします。

4. 利用時間・定員等

- 一人当たり月 10 時間まで
- 毎週木曜日 9 時～11 時
- ※ 1 時間単位での利用となります
- ※ 1 日当たりの受け入れ人数は 2 人となります。
- ※ 原則、定期利用（同じ園を定期的に利用）となります。
- ※ 同時期に複数の施設を利用することはできません。
- ※ 給食・おやつを提供はありません。

5. 利用料金

○1回のご利用につき600円（一人1時間あたり300円）

○次の方は利用料の減免があります。

※必要な書類を、利用日または利用日前日までに保育所に提示してください。
提示がない場合は減免することはできません。

	減免対象	減免割合	減免に必要な書類
1	被保護世帯	全額	「保護証明書」 「保護（開始）決定通知書」 「生活保護費支給証」
2	市民税非課税世帯	8割	世帯全員分の「市民税・県民税（非）課税証明書」 市民税・県民税特別徴収額通知書（納税義務者用）
3	市町村民税所得割合算が 77,101円未満である世帯	7割	

6. 利用料金の支払い方法

○1回の利用ごとにお支払いいただきます。

○電子決済（クレジットカード・PayPay・auPay）での支払いとなりますので、
お迎え時に必ず電子端末（スマートフォン）をお持ちください。

※現金でのお支払いはできません。

○利用についての領収書は発行できません。

【公田保育園 職員構成】

職種	園長	保育士	技能員 (調理員)	統括園長
人数	1人	11人	3人	1人

※統括園長は園に常駐しませんが、定期的に園を訪問し、園運営の支援や職員の人材育成等を担います。

※職員の数については「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める配置基準以上の配置をしますが、入所人数等により変動することがあります。また、このほか必要に応じて職員を配置する場合があります。

利用にあたっての注意点

- 利用途中で満3歳になった場合や、市外に転出された場合は、利用終了となります。
- お子さんにとっては慣れない環境（保育園）で過ごすことは容易なことではありません。家庭での様子、お子さんの健康状態や様子についてお聞かせください。
- 初回もしくは慣れるまでの複数回、親子通園となる場合があります。
- キャンセルの場合は、当日の朝8時半までにご連絡ください。
- お迎えの時間が早くなったこと等で利用時間が短くなった場合でも、利用料金は返金できません。
- 代理の方がお迎えに来る場合は、必ずご連絡をお願いします。
- 保育園周辺は駐車禁止です。
- 発熱等、体調が不調な時、感染症（水筒・麻疹・インフルエンザ等）の時には利用できません。
- お薬はお預かりできません。
- 保育園としては十分注意をしますが、集団生活の中では「転倒」や「けんか」等によるけがをすることもあります。子どもの気持ちを受けとめ、状況も含めて双方の保護者にお伝えします。
- 非常時に備え、「保育園児団体損害保険」に加入しています。園内で事故が発生した場合には、保護者の方にご連絡させていただきますので、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
- 緊急時や非常災害時においても、当園運営規定に準じ、速やかに保護者の方に連絡をするなどの対応を行います。運営規定は玄関脇にて閲覧することができます。

利用時の持ち物

手拭きタオル	1	ループ付きのハンドタオル
手提げ式ビニール袋 またはエコバッグ	1	着替えやタオルなどの洗濯物を入れます。
コップ・コップ袋	1	持ち手付きの割れない素材のコップ
体拭きタオル	1	浴用タオル（フェイスタオル）＊夏季のみ
肌着	1	半袖または袖のない下着
トレーナー・Tシャツなど	1	動きやすく着脱しやすいもの （前開き、ボタン留め、フード、ひも付きなどは避けてください）
ズボン	1	動きやすく着脱しやすいもの （つなぎ・サスペンダー・ワンピース・ベルト・スカートは避けてください。）
オムツ・おしりふき・パンツ		お子さんの状況に合わせてご用意ください。 オムツはおしり側に記名してください。

- (1) 髪の毛の長いお子さんは、飾りのないゴムで結んでください。
- (2) 服や靴はお子さんの体に合ったもの、動きやすく着脱しやすいものをご用意ください。
靴は長靴・サンダルは不可です。
- (3) 使用済みオムツは保育園で廃棄できます。

衣類・持ち物すべてに《名前》を書いてください。（靴下や靴にもお忘れなく）

登降園について

- ・ 保育園がある団地内は駐車禁止となっています。
公共交通機関、徒歩、自転車でお越しください。自転車は所定の場所に停めてください。
- ・ ベビーカーは園舎横の指定の場所に、畳んで置いてください。
- ・ 門扉の開閉は、事故防止の為、必ず大人が行ってください。
- ・ 決められた保育時間内にお迎えに来てください。
- ・ 緊急連絡先は必ずお知らせください。
- ・ 送迎時はインターホンを押して、お名前を伝えてください。

虐待防止について

こども誰でも通園制度を実施する事業者における虐待等については、設備運営基準において、「乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他 当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と規定されており、虐待等の行為 が禁止されています。

児童虐待防止法第 6 条第 1 項により、保育園には虐待が疑われる場合、通告する義務があります。